

文京区青少年プラザ運営業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

平成 27 年 4 月に開設した文京区青少年プラザ（以下「青少年プラザ」という。）では、文化・スポーツ事業や学習支援事業等の各種事業を実施している。また、中高生が主体的に事業の企画・運営に参画することで、自主性・社会性の促進を図っている。

区内初の中高生向け施設である青少年プラザの運営及び事業においては、中高生育成に関する知識と豊富な経験が必要不可欠である。事業者から提案された斬新で優れた運営方法を採用することで、青少年プラザ事業の効果的な実施が期待できることから、プロポーザル方式により広く募集し、最も適した事業者を選定する。

2 業務委託内容

仕様書（案）のとおりとする。

3 提案限度額

83,060 千円（税込）

提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。また、提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

なお、令和 9 年 2 月中旬から令和 9 年 3 月まで（予定）の業務引継ぎに関する委託契約に係る経費については、別途契約を締結するため、上記金額に含まないこととする。

4 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条第 1 項の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 直近 5 年の間に、中高生育成に関連する事業の企画運営又は児童福祉施設の運営実績があること。

6 選定スケジュール

- (1) 募集要項の公表：令和 8 年 10 月 16 日（金）
- (2) 質問受付期間：令和 8 年 10 月 16 日（金）から 10 月 29 日（木）午後 5 時まで
- (3) 質問受付中間締切日：令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 5 時まで
- (4) 質問回答日（中間回答日）：令和 8 年 10 月 23 日（金）

- (5) プロポーザル参加希望書の提出期限：令和８年 10 月 26 日（月）午後５時まで
- (6) 現地施設見学会：令和８年 10 月 28 日（水）
- (7) 質問回答期限（最終回答日）：令和８年 11 月 2 日（月）
- (8) 参加申込書及び提案書類の受付期間：
令和８年 11 月 4 日（水）から 11 月 10 日（火）午前９時から午後５時まで
- (9) 第一次審査：令和８年 11 月下旬（予定）
- (10) 第一次審査結果通知発送：令和８年 12 月上旬（予定）
- (11) 第二次審査：令和８年 12 月中旬（予定）
- (12) 最終結果通知発送：令和９年 1 月下旬（予定）
- (13) 業務引継ぎに関する委託契約締結：令和９年 2 月上旬（予定）
- (14) 業務引継ぎ期間：令和９年 2 月中旬から 3 月まで（予定）
- (15) 契約締結：令和９年 4 月 1 日

7 提出書類の配布

- (1) 期 間
令和８年 10 月 16 日（金）から 11 月 10 日（火）まで
- (2) 方 法
区ホームページからダウンロードすること。
なお、窓口での配布は行わない。
（区ホームページ「お役立ちリンク」→「事業者向け」→「事業者向けプロポーザル」
→「文京区青少年プラザ運営業務委託事業者の募集について」）
URL <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b022/p007818.html>

8 質問・回答

本件に関する質問がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間
令和８年10月16日（金）から10月29日（木）午後５時まで
- (2) 受付方法
電子メールにて受け付ける。
なお、メールの件名は下記のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。
メール以外による問合せ及び質問は受け付けない。
 - ア 件名
【文京区青少年プラザ運営業務委託】プロポーザル質問
 - イ 入力内容
事業者名、担当者氏名及び連絡先
質問内容は、「質問書」（様式第８号）に記入して、添付すること。
 - ウ 提出先
文京区こども未来部こども若者支援課 宛て
メールアドレス：b310700●city.bunkyo.lg.jp
(●を@に変換し、使用すること。)
- (3) 回答方法

ア 令和 8 年10月21日（水）午後 5 時までに受け付けた質問は、令和 8 年10月23日（金）午後 5 時までに、可能な限り区ホームページにて回答する。

イ 上記以降の受付期間内に受け付けた質問及び中間締切日までに受け付けた質問で未回答の質問は、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者に対し、令和 8 年11 月 2 日（月）までに、電子メールにより回答する。

9 プロポーザル参加希望書の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する場合、「プロポーザル参加希望書」（様式第 1 号）を必ず提出すること。

なお、プロポーザル参加希望書の提出がない事業者は、参加申込書及び提案書類の提出ができないこととする。

(1) 提出期限

令和 8 年10月26日（月）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵送又はメールにて、下記まで提出すること。

なお、メールにて提出する場合は、未着防止のため必ず開封確認設定をすること。

住所：文京区春日一丁目16番21号シビックセンター 5 階南側

宛先：文京区こども未来部こども若者支援課

メールアドレス：b310700●city.bunkyo.lg.jp（●を@に変換し、使用すること。）

メール件名：文京区青少年プラザ運営業務委託プロポーザル参加希望書（〇〇事業者名）

10 現地施設見学会について

令和 8 年10月28日（水）の午前 9 時から午後 5 時までの間で、希望する事業者に対して、1 事業者当たり 1 時間以内にて、現地施設見学会（以下「見学会」という。）を実施する。見学会への参加希望はプロポーザル参加希望書にて行うものとし、参加を希望した事業者に対し、区より見学会の時間を通知する。

なお、原則として、第 1 希望から第 3 希望までの時間にて実施するが、別の時間での実施となる場合は、協議の上で決定することとする。

11 申込方法

受付期間中に、別紙「文京区青少年プラザ運営業務委託企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）」を参考に次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類		提出部数
ア 参加申込書	(様式第 2 号)	1 部
イ 提出書類一覧表	(様式第 3 号)	1 部
ウ 企画提案書	(様式第 4 号)	正本 1 部、副本 2 部、 選定用ファイル 7 部
エ 人員配置計画書	(様式第 5 号)	
オ 勤務予定表（月）、（長期休暇期間）	(様式第 6 号)	

カ	類似施設の管理運営実績 (様式第7号)	
キ	法人概要・事業経歴	1部
ク	法人代表者の履歴書	1部
ケ	直近3事業年度の決算報告書 (貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書)	1部
コ	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1部(申込日前3か月以内に発行されたものに限る)
サ	印鑑証明書	
シ	見積書	1部

※第一次審査結果通知用の封筒(長形3号。宛先を記入し、110円切手を貼付したもの)を併せて提出すること。

(2) 提出体裁等

別紙「文京区青少年プラザ運営業務委託企画提案書等作成要領」を参照すること。

(3) 提出場所及び提出方法

文京区こども未来部こども若者支援課(文京シビックセンター5階南側)へ持参すること。郵便その他の方法により提出された書類は、無効とする。

なお、提出者は本委託業務に従事する者とする。

(4) 提出期間

令和8年11月4日(水)から11月10日(火)までの午前9時から午後5時まで(ただし、平日午後0時から午後1時までと土日祝を除く)

12 選定方法及び結果通知

選定はプロポーザル方式により、選定委員会によって下記のとおり審査する。

(1) 第一次審査

委託候補者から提出された企画提案書等を基に書類選考を行い、委託候補事業者を上位3者程度選定する。

(2) 第二次審査

第一次審査で選定された委託候補者から、企画提案書等に基づき1事業者当たり20分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から20分程度の質疑応答を行う。

プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。また、プレゼンテーションに際しては、区が用意するプロジェクター及びスクリーンを利用することができるが、パソコン、その他周辺機器については事業者で用意すること。

なお、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒(長形3号。宛先を記入し、110円切手を貼付したもの)を併せて提出すること。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

なお、第一次審査、第二次審査の合計評価点が、区が設定した基準点を下回った事業者は、順位に関わらず委託候補事業者として選定しないこととする。

(4) 結果の通知

第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し郵送で書面により通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

(5) 選定結果の公表

審査の透明性を図るため、選定結果については、次の項目を区ホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

ア 件名

イ 業務概要

ウ 選定した日

エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

オ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

カ 選定結果（第2位以下の参加者名は、番号等に置き換える。）

13 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は区が判断する。

14 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、「参加辞退届」（様式第9号）を、令和8年11月13日（金）午前10時までに参加申込書の提出先まで持参又はメールにて、提出すること。

15 無効・失格

(1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。

(2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。

(3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。

(4) 他の事業者等の申込等を妨害した場合は、失格とする。

(5) (1)及び(4)の場合においては、指名停止取扱要綱に基づき指名停止を行うことがある。

16 契約

契約に当たっては、提案内容に基づき、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となったと区が判断した場合又は契約交渉順位第1位の委託候補事業者が契約締結までの間に項番5の参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候

補事業者を繰り上げ、協議を行う。

17 提案内容の取扱い

区は、委託候補事業者が申込み時に提案した内容を最大限尊重するが、協議の中で、提案内容の変更や追加及び中止等を指示する場合がある。提案内容の変更や追加及び中止等の影響が委託料に及ぶ場合は、委託候補事業者と協議の上、委託料を変更することがある。

18 引継ぎ

委託候補事業者は、契約の開始に際し、業務委託内容について、こども若者支援課職員立会いの下、前受託事業者からの引継ぎを受け、業務内容を確認し、業務の履行に万全を期すこと。

(1) 主な引継ぎ内容

- ア 開館時の利用者対応業務に係る引継ぎ
- イ 施設及び備品等の貸出業務に係る引継ぎ
- ウ 利用者等の個人情報管理に係る引継ぎ
- エ 利用者入退館管理システム及び施設予約システムに係る引継ぎ
- オ 巡回業務に係る引継ぎ
- カ 教育センターとの連携・施設管理に係る引継ぎ
- キ 施設運営に係る消耗品等の購入
- ク 事務用パソコン、プリンター、FAX 並びに館内インターネット機器使用に係る契約手続き及び設定
- ケ 賠償責任保険への加入手続き
- コ その他、施設運営及び事業実施において必要となる事項についての引継ぎ

(2) 引継ぎ期間（予定）

令和9年2月中旬～3月（詳細の日程は、こども若者支援課と調整の上、決定する。）

19 留意事項

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、事業の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了解を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (6) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定する。

20 事業担当

文京区こども未来部こども若者支援課こども若者支援担当 担当：足立
住 所：文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター5階南側

T E L : 03-5803-1186 / F A X : 03-5803-1345

E-Mail : b310700●city.bunkyo.lg.jp (●を@に変換し、使用すること。)